

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年7月3日

鳥取県中部総合事務所長 木本 美喜

## 1 調達内容

### (1) 業務の名称及び数量

令和6年度県営住宅消防設備点検業務委託（中部地区） 一式

### (2) 業務の仕様

入札説明書による。

### (3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月24日まで

### (4) 入札方法

入札は、紙入札により行うものであること。

入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とし、課税事業者にあつては、併せて内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。なお、1（3）の期間の総額を見積もった額とすること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

### (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

### (2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「建築物等の保守管理」の「消防用施設管理（重転保守）」に登録されている者であること。

### (3) 本件調達公告日から開札日（再入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

### (4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有している者であること。ただし、県内事務所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

### (5) この調達に係る業務委託を実施するに当たり、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3に定める点検ができる資格者を業務責任者として配置できる者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県中部総合事務所環境建築局建築住宅課

## 4 入札手続等

### (1) 入札の手続及び業務の仕様に関する問合せ先

〒682-0802 鳥取県倉吉市東巖城町2番地

鳥取県中部総合事務所環境建築局建築住宅課

電話 0858-23-3151

電子メール chubu-kankyo@pref.tottori.lg.jp

### (2) 入札説明書等の交付方法

令和6年7月3日（水）から同月18日（木）までの間にインターネットのホームページ（鳥取県中部総合事務所環境建築局建築住宅課（<https://www.pref.tottori.lg.jp/147500.htm>））から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

#### ア 交付期間及び交付時間

令和6年7月3日（水）から同月18日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

#### イ 交付場所

(1) に同じ

(3) 郵便等による入札  
不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年7月30日(火) 午前10時30分 即時開札

イ 場所

鳥取県倉吉市東巖城町2番地

鳥取県中部総合事務所 入札室 (B棟1階)

5 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関する質問は、質問書(入札説明書様式第2号)を作成し、電子メールにより4の(1)の場所に令和6年7月11日(木)午後4時までに提出することとし、質問書提出者は質問書提出について4の(1)の場所へ電話連絡をすること。また、原則として電話、ファクシミリ及び訪問による質問は受け付けない。

(2) 疑義に対する回答

(1)の質問については、令和6年7月16日(火)午後5時15分までにインターネットのホームページ(鳥取県中部総合事務所環境建築局(<https://www.pref.tottori.lg.jp/147500.htm>))において、まとめて閲覧に供する。

6 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者にあつては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類(以下「事前提出物」という。)を、4の(1)の場所に令和6年7月18日(木)正午までに持参又は電子メールにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、電子メールによる提出者は、事前提出物の提出について4の(1)の場所へ電話連絡をすること。

(2) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

8 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者(以下「最低価格者」という。)を落札者とする。

なお、最低価格者が複数ある場合は、当該最低価格者の間でくじ引きを行い、その当選者を落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。